

大阪市こども・子育て支援計画（第 2 期） 素案

概要説明資料

1 計画の策定にあたって

計画の趣旨

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されて以来、大阪市においても、大阪市次世代育成支援行動計画（前期・後期）（平成17年度～平成26年度）を策定し、施策を推進してきました。

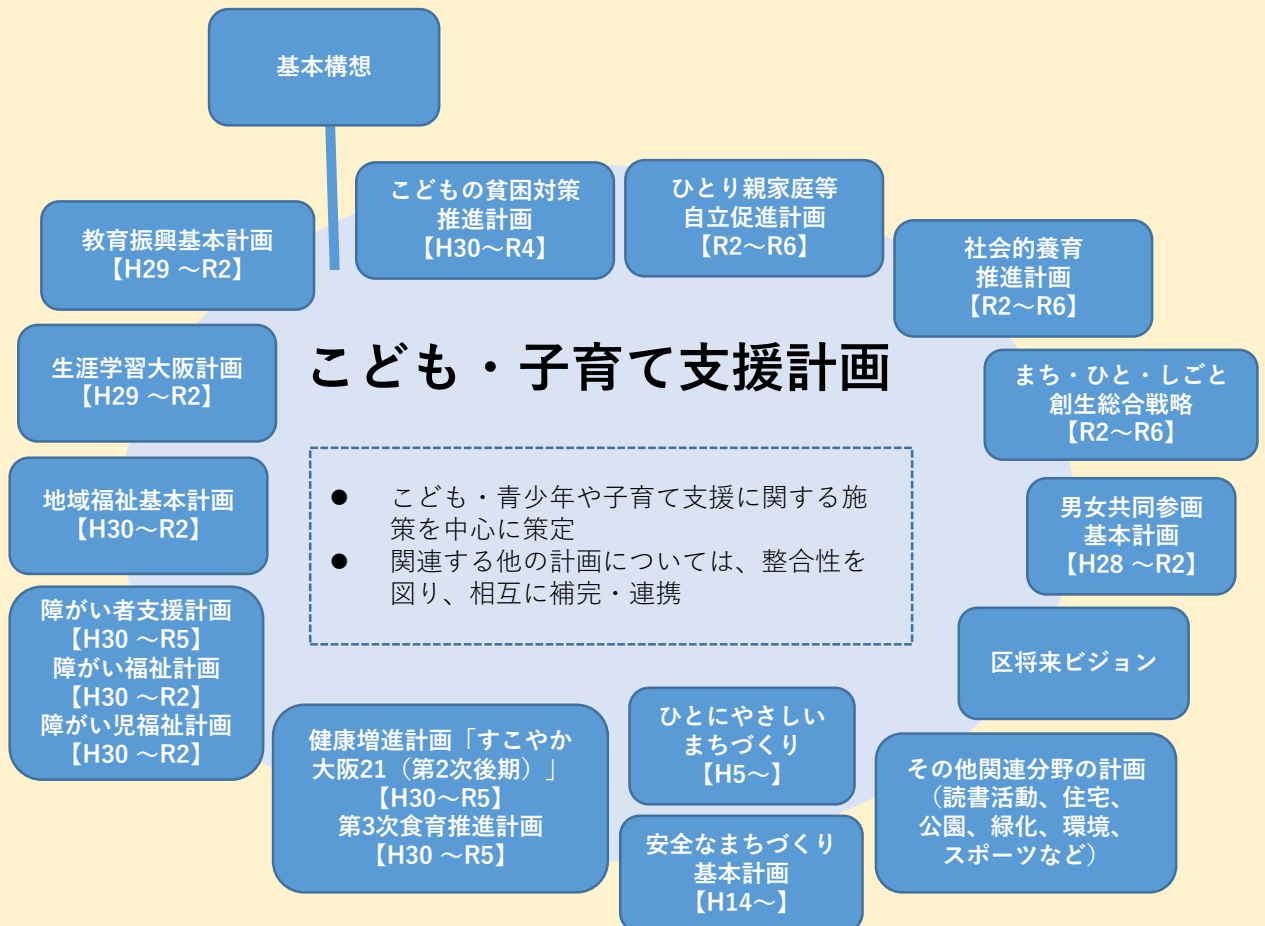
国において、平成24年8月に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、「子ども・子育て支援法」が制定され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成が義務づけられました。

大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして、「大阪市こども・子育て支援計画」（平成27年度～平成31年度）を策定しました。本計画では、この計画を踏まえ、引き続き包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進していきます。

計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・青少年や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。

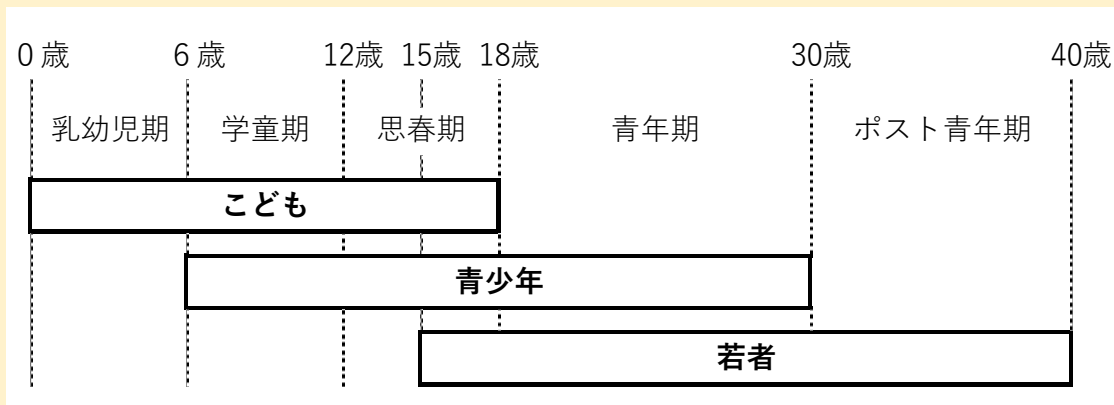


計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

計画の対象

すべてのこども・青少年（事業によっては若者を含む）と子育て家庭を対象としています。



こども : 乳幼児期、学童期及び思春期の者。（0歳～18歳）

青少年 : 学童期から青年期までの者。（6歳～おおむね30歳）

若者 : 中学校卒業後から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象となる。（15歳～40歳未満）

施策の体系

- 「基本理念」の実現に向けて、施策を3つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」・「はぐくみ指標」を設定
- 重点的・集中的に推進する「重点施策」を設定し、その下に基本施策を位置づけ

